

まえがき

- 1 この規格書は、自衛隊熊本病院において調達する糧食品について適用する。規格書に示されていない糧食品の規格及び細部要求すべき事項がある場合には、糧食購入要求書（以下要求書という）で示す。

規格書と要求書が異なった場合には、要求書の規格とする。規格書及び要求書で「〇〇 k g 程度」とあるものは〇〇 k g の上下 5 % の範囲とし「〇〇 g 程度」とあるものは〇〇 g の上下 5 % の範囲とする。

2 納入日時、納入地

(1) 納入日時

10 時とする。その他については発注書で示す。

(2) 納入地

自衛隊熊本病院総務部給食課。その他については発注書で示す。

3 見本提出

- (1) 規格書で見本品及び要求書の品名のうしろに**印をつけたものは、下記の状態で提出すること。

ア 袋入りとしたものは1袋、箱入りとしたものは1箱、他に試食保存のために3個または3枚以上それぞれ提出すること。

イ 要求書の**印は見本と同時に分析表または公的機関の証明書を添付すること。

ウ 提出する見本品のトレイには、要求書の番号と提出日を記入すること。

エ 返納してもらいたい見本品は、提出時に申し出ること。

(2) 見本提出日時

公告、入札通知書及び見積依頼書に示す日時とする。

(3) 見本品の入札

見本選定で不合格となった食品は入札できない。

(4) 同等品について

同等品として入札しようとする食品は入札の2日前までに同等品申請書と成分表を同時に添付すること。同等品として認めた食品について、入札に必要な事項は通知する。

4 容器

堅牢にして食品衛生上完璧なものを使用し、業者負担とする。

5 食品衛生検査

食品衛生法及び関係法（省）令の適用を受けるものの表示については、特に厳守し、的確な表示がなされていること。

6 受領検査

- (1) 品質に疑義が生じた場合は、納入業者にその旨を通報した後、公的機関に検査を依頼する。経費は全額業者負担とする。
- (2) 明らかに不良品の場合及び規格外品（自衛隊側が要求したものとは異なる）の場合においては

速やかに交換するものとする。

7 納品

納入業者は信義誠実を旨とし、商習慣に従い良心的に納入するものとする。また規格書、要求書及び見本品と異なるものを故意に納入したと判断した場合は、契約担当官の指示に従うものとする。

- (1) 見本品合格で落札した食品の納入は見本品と同じものとする。但し、肉類においては原木での納品を要求することがある。この場合、重量の歩留まりは双方の協議により要求の重量を満たすように納入する。
- (2) 個数で納品する食品は、抽出検査及び保存用として、納品数量の他に1個以上を納品する。また肉については、保存食として50gを別添すること。
- (3) 納入業者は、示された納入時間を厳守するとともに、直接納入するものとする。但し、これが不可能な場合には事前に契約担当官と協議するものとする。納入時間を経過し調理に間に合わなかった場合（演習部隊が携行できなかった場合も含む）には未納品として処置する。不合格となった交換品の納入についても同様とする。
- (4) 大豆製品については遺伝子組み換え食品を使用しないものとする。

8 賞味・消費期限について

- (1) 消費期限で表示するものについては、消費期限を1日以上残して納品する。
- (2) 賞味期限が製造後1ヶ月以内の食品については、賞味期限を15日以上残して納品する。
- (3) 賞味期限が製造後3ヶ月以上の食品については、賞味期限を2ヶ月以上残して納品する。
- (4) 表示を省略できる食品については、製造後1年以内のものとする。この際、要求書で製造年月日の明記を指示する場合がある。

9 その他

- (1) 作業中の衛生検査又は品質検査のため、指示した食品の作業時程表の提出を求め、作業中の衛生検査又は品質検査を実施する場合がある。作業時程表の提出を求められた業者は、提出した作業時程表に基づき作業を実施すること。
- (2) 作業時程表を提出しなかった場合、または正当な理由がなく提出した作業時程表に基づき作業を履行しなかった場合は、衛生検査又は受領検査を拒否したものとし、検査結果を不合格とする。
- (3) 前年度との変更事項については下線で示す。
- (4) 野菜を除く納入食品については納品書に賞味期限を記入すること。